

議案第 5 5 号

石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石垣市水道事業給水条例（平成 1 0 年石垣市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号、第 6 条第 1 項、第 4 4 条第 2 項ただし書及び第 5 0 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、当該条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市水道事業給水条例(平成10年石垣市条例第4号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
(用語の定義) 第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。 (4)・(5) (略) (給水装置の新設等の申込) 第6条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第44条 (略) 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。	(用語の定義) 第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。 (4)・(5) (略) (給水装置の新設等の申込) 第6条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第44条 (略) 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(過料) 第50条 市長は、次の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)～(6) (略)	(過料) 第50条 市長は、次の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)～(6) (略)
--	--